「フレックスペイ」特約

第1条(総則)

本特約は、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)が提供する「フレックスペイ」の利用について定めたものです。当社は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以下「本カード」という)の会員で、本特約を承認のうえ、所定の方法により申込みをし、当社が適当と認めた方(以下「特約会員」という)に、本特約に定める「フレックスペイ」(以下「本サービス」という)を提供します。なお、本特約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り、本カードの会員規約(以下「会員規約」という)において定義した内容に従うものとします。

第2条(ショッピング利用代金の支払区分等)

- 1. 本条において「指定金額」とは、カード利用の際に 1 回払いおよびリボルビング払いを指定した(指定を行わなかったことにより 1 回払いとされた場合を含む。)ショッピング利用代金を含む毎月の支払額として特約会員が当社所定の方式により 1 万円以上 5 千円単位で指定した金額または所定の締切日における本サービスに係るカード利用残高(以下「本サービス利用残高」という)全額を言います。「指定金額」には、第3条に定める手数料が含まれるものとします。ただし、特約会員は「指定金額」がカード割賦利用可能枠に応じた当社の判断により変更になる場合があることを予め承諾するものとします。
- 2. 特約会員の本サービスに係るカード利用代金(以下「本サービス利用代金」という)の支払方式は、会員規約の規定にかかわらず、所定の支払日に支払うべき本サービス利用代金が「指定金額」の範囲内の場合は一括払いとし、「指定金額」を超えた場合における当該超過額については「指定金額」によるリボルビング払いとします。ただし、本サービス利用代金が、カード割賦利用可能枠を超過した場合は、当該超過額を直ちに一括して支払うものとします。
- 3. 前二項にかかわらず、支払日において第3条に定める手数料額として支払うべき金額が、「指定金額」を上回った場合には、特約会員は、「指定金額」ではなく、当該支払日に支払うべき手数料額全額を支払うものとし、特約会員はこれを予め承諾するものとします。
- 4. 当社が定める一部のカード利用代金とその他の費用については、「指定金額」の範囲内か否かにかかわらず、 所定の支払日に1回で支払うものとします。
- 5. 特約会員は、「指定金額」を変更する場合には、毎月の締切日に応じて当社が定める時期までに当社所定の方法により申し出るものとし、当該申出を当社が適当と認めた場合に限り、当該締切日以降における「指定金額」の変更が行われるものとします。

第3条(手数料の計算および支払い)

特約会員は当社に対し、本サービスの手数料として、会員規約に定める毎月の締切日における本サービス利用残高に対して、月利方式によって会員規約に定めるリボルビング払いの手数料率を乗じた額を支払うものとします。ただし、毎月の締切日における本サービス利用残高のうち、当該締切日が本カードの利用日から起算して最初に到来する残高については、当該締切日が属する月の翌月の支払日までの期間は手数料計算の対象としません。

第4条(本サービスの解除)

本サービスの利用を取り止める場合は、当社所定の方法で本特約を解約する旨の申し出を行うものとします。この際、本サービス未決済残高がある場合には会員が指定するリボルビング払いの方式・コースにて支払うものとします。ただし、会員から何ら指定がない場合は、当社所定の方式・コースとします。

第5条(本サービス専用カード)

本カードのうち、当社が定めるカードについては、会員規約に定める1回払いおよびリボルビング払いが適用されず、第4条を除く本特約が有効となります。

第6条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。